

鞍ヶ池公園 イベント開催マニュアル

初版：2024年4月12日

【背景】

鞍ヶ池公園がR3年度より指定管理制度を活用した運営になり、賑わい創出の策としたイベントの開催を積極的に受け入れ来園者増加につなげてきている。一方でイベント開催場所が全天候型の大屋根広場に集中しているため、本来の公園利用を目的とした来園者（以下、一般利用者という）のスペースを奪ってしまう結果となり、不満が出ている。

【目的】

鞍ヶ池公園を利用する多くの来園者の満足度を向上させるためイベントにおける大屋根広場の利用方法を厳格化することにより、イベント事業者と一般利用者が共存できる環境を整える。

■ 共通事項

【イベント開催申込期間】

- ・ イベントの申込受付は、開催月の6か月前の1日AM9：00から申込を受付ける。
- ・ 申込受付時間は、9：00～17：00までの間とする。
- ・ イベント開催にあたり前日からの設営準備が必要な場合は、準備期間を含めた日程の申込とする。
- ・ 申込方法は、公式HPまたは、サービスセンター窓口のみ受付ける。
- ・ 市や公共的団体が関与するイベントについては、申込期間の対象外とする。
- ・ 市や公共的団体が関与するイベントの開催希望があったときは、共催を基本とすることを了承する。
- ・ イベント開催までに必要な許認可または、届出を必ず行うこと。

【イベント申込の手続き】（別紙参照）

- ・ イベントの手続きの流れは、以下の通りとする。（別紙参照）
 - ① イベントの開催日の空き状況の確認（必要に応じて豊田市へ共有）
 - ② 行為許可申請書の提出→受理（仮予約）→審査
 - ③ 行為許可書の発出
 - ④ 使用料の納付（予約確定）

【イベント事業者の希望日が重複する場合】

- ・ 仮予約中
 - * イベント事業者間で調整をしてもらう。ただし、必要に応じて指定管理者を介して調整）

- ・予約確定後
 - * 予約確定したイベント事業者は、優先的にイベントの開催が可能であるが、事業者間の調整により共済も可能とする。
 - * 共催の場合であっても大屋根広場の利用面積基準の緩和はしない。

【イベントにおける許認可及び届出】

- ・イベント事業者は、行為許可申請書その他欄に「イベント開催にあたり必要な許認可及び届出を提出します」と必ず記載すること。
と条件を付する。
- ・イベントの開催に際し、イベント事業者は、イベント開催当日までに必要な許認可及び届出の提出を行う。
- ・イベント事業者は、開催前までにサービスセンターへ許可証及び受理印の押印された書類を提示する。
- ・イベント事業者が前述する許可証及び届出の提出を怠った場合は、開催の中止、もしくは、内容の変更をする。
- ・許認可及び届出の対象は、基本的に消防・保健所とし、必要に応じて警察への確認を行うこととする。

【使用面積の算出方法】

- ①エリアを区切ったイベントの開催
 - ・区切ったエリアの水平投影面積を使用面積として算出する
- ②エリアを区切らないイベントの開催
 - ・イベント事業者が設置するテント及びブースの水平投影面積を使用面積として算出する
 - ・屋外に設置するスピーカー及び機材についても使用面積として加算する
- ③キッチンカーの算出方法
 - ・キッチンカーは、一律 $2\text{m} \times 6\text{m} = 12\text{ m}^2$ の使用面積として算出する

【イベント開催の注意事項】

- ・スピーカーを設置する場合は、動物園に向けて設置しない。また、一般利用者が多く集まる場所の近くに設置をしないこと。
 - * スピーカからの音で一般利用者の会話が妨げられることを防ぐため
- ・公園施設内の水道を大量に使用する場合は、イベント事業者にて準備すること。準備ができない場合は、申請時に指定管理者と協議すること
 - * 大量に使用する場合として想定する事象とは、イベントで使用した機材の洗浄やイベントで使用する場合をいう。(一般的なイベント事業者の手洗いや飲料水として使用する場合は、除く)

- * 公園の水道料金は、指定管理料から支払われており、財源は市税となるため、公園の水道を使用して収益を得る行為は認めない。
- ・ 電気を使用する場合は、イベント事業者にて予め準備をする
- ・ 機材の配線などを地面に敷設する場合は、来園者の安全性に配慮して設置物に沿って敷設する。来場者の動線に配線する場合は、来場者が躓かない様にテープ等で保護をする。
- ・ テントなどを張る場合は、ガイライン（張り縄）で来園者が躓かない様に設営する。または、誰もがわかるように印をつける等、対策をすること。
- ・ アルコールを提供する場合は、車の運転を行わない様に周知徹底させる
- ・ イベント参加予定者が 2,500 名を超える場合、または下記の期間にイベントを開催する場合は、渋滞発生を抑止及び来園者の安全性の確保の観点から指定管理者と協議の上、交通誘導員を配置する。尚、下記の期間については、参加予定者が下回る場合であっても配置する。
 - * 参加予定者 300 名を超え且つ、GW 期間（4 月最終土曜日から 5 月連休最終日まで）
 - * 参加予定者 1,000 名を超え且つ、3 月下旬から 4 月上旬の桜の開花期間及び指定管理者が定める期間

【イベント開催の禁止事項】

- ・ 行為許可範囲以外の配線や配管は、設置してはならない
- ・ 行為許可範囲以外の設営や行為は、行ってはならない
- ・ 許可を得て火気を使用する場合は、芝生保全のため不燃シート等の対策を講じること
- ・ 直火の禁止
- ・ 設営準備の際、スプレーなど後に残るものは使用しない。
- ・ 許可を得ず芝生広場への車両の乗り入れ
- ・ 芝生広場全域を占有してのイベントの開催
- ・ 公園施設内の電源の使用禁止
- ・ 他、豊田市都市公園条例に基づく禁止事項

■大屋根広場の利用について

【大屋根広場イベント利用方法】

- ・ イベントの利用規模についての期間や面積については、以下の通りとする。
 - ① 期間別利用面積
 - 3 月 1 日 ～ 11 月 30 日 までの開催については、使用可能割合を 5 割以下とする。
 - 12 月 1 日 ～ 2 月 28 日 までの開催については、使用可能割合を 8 割以下とする。
 - ② 利用面積基準（3/1～11/30）
 - 1. 時計台ベンチ端部から 31m のラインを基準に半分使用する。
 - 2. 大屋根棟つなぎ梁を中心に半分使用する。

3.中心を使用する場合は、27m×40mの範囲で使用することができる。

*芝生広場側にはみ出るとは可能であるが、南側園路にはみ出してはいけない。

③利用面積基準（12/1～2/28）

1.時計台ベンチ端部から50mのラインを基準に8割使用する。

2.大屋根棟つなぎ梁を中心に10mのラインを基準に8割使用することができる

3 中心を使用する場合は、43m×40mの範囲で使用することができる。

*芝生広場側にはみ出るとは可能であるが、南側園路にはみ出してはいけない。

・開催前に指定管理者の確認を行う場合もある。

【大屋根広場の注意事項】

- ・ステージ等を設営する際、荷重が局所に集中しないように脚部はベースやコンパネなどを敷いたうえで設営すること。
- ・事前準備を行う際は、一般利用者に配慮して作業をすること。

【大屋根広場の禁止事項】

- ・大屋根広場での火気使用は、禁止とする。
- ・設営準備を問わず、車両の乗り入れは禁止とする。
- ・テント等を設営する場合の固定方法は、ペグの使用は禁止とし、ウエイトでの固定とする。